

食安監発第0910001号
平成19年9月10日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



食品の衛生管理の徹底等について

今般、アイスクリーム類及び菓子の製造業者において、衛生管理の不備（アイスクリーム類の成分規格及び製造基準違反、並びに菓子の自主検査による黄色ブドウ球菌の検出）及び不明確な賞味期限の設定（菓子の賞味期限の延長）等が行われていたという事案が判明しました。

本事例については、アイスクリーム類の自主検査において継続的に大腸菌群が検出されていたにもかかわらず、保健所への報告・相談を行わず、結果として流通品の回収、原因究明等の措置が適切に行われなかったところです。

また、菓子類に設定した賞味期限及びその延長に係る根拠情報が整理されていなかったことが判明しました。

については、食品等事業者に対し、自主的な衛生管理及び期限の設定に当たっては、下記の事項を徹底するよう指導するとともに、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対しては、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」（平成19年1月31日付け食安発第0131002号）の内容について改めて周知徹底を図るよう特段の対応をお願いします。

なお、下記の1の報告があった場合には、食品等事業者に対し、流通食品の把握及び回収、原因究明等の対応について指示を行うようお願いします。

記

1 食品等事業者による自主的な衛生管理について

自主検査等において、食品衛生法に適合しない事由が認められ、かつ当該食品が流通している場合には、速やかに保健所に報告すること。

2 食品の期限表示について

食品の消費期限及び賞味期限の設定の際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月25日付け食安基発第0225001号別添）及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）」（平成15年9月5日付け食安基発第0905001号、食安監発第0905001号別添）を踏まえ、食品等の特性に応じ、科学的・合理的に行うとともに、消費者に誤解を生じさせぬよう、設定根拠を整理・保管し、情報提供及び説明が可能な状態を維持すること。



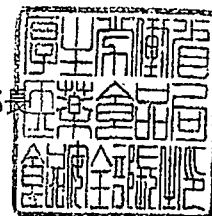
食安発第 0131002 号
平成 19 年 1 月 31 日

各

 都道府県知事
 保健所設置市長
 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について

今般、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明した。

本事例については、これまでの関係自治体の立入調査の結果、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 19 条第 2 項違反に該当する事由（科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限を表示）のほか、食品の製造・加工工程において消費期限切れ等の原材料の使用、製造記録等の作成・保存等の不備及び細菌検査体制の不備等が認められた。

これらについては、法第 3 条において、食品等事業者の責務として「販売食品等の原材料の安全性の確保」や「必要な情報に関する記録の作成・保存」に努めなければならないと規定されているほか、法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(昭和 47 年 11 月 6 日付け環食第 516 号別記 (1)。平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号最終改正。以下「管理運営基準に関するガイドライン」という。)においても、適切な原材料の使用及び記録の作成・保存等について所要の規定が整備されているものであり、同様の事例の再発防止の観点からは食品等事業者におけるこれらの遵守が必要と考えられる。

については、今後の広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者（以下「広域流通食品等事業者」という。）に対する監視及び指導にあたっては、自ら製造・販売等を行う食品の安全性の確保について自覚と責任感を持つよう改めて促すとともに、下記の事項に十分に留意し、同様の事例の再発防止に努められるよう特段の対応をお願いする。

記

1. 広域流通食品等事業者に対する指導

同様の事例の発生防止のためには、広域流通食品等事業者がその責務を果たすこと

が重要である。

については、当該事業者に対し、製造から販売に至るまでの各段階における適切な衛生管理、食品の製造等に係る記録の作成・保存、適正な表示の実施等を徹底し、食品等事業者の責務である法第 3 条等を遵守するよう改めて指導すること。具体的には次の (1) ~ (3) について指導すること。

(1) 食品製造等における衛生管理

ア 法第 3 条第 1 項及び管理運営基準に関するガイドラインの第 2 の 6 (2) を踏まえ、原材料として使用する食品は、在庫管理を徹底し、消費期限内のものとする等、適切なものを選択すること。

イ 従来より示している衛生管理の指針である衛生規範に従うこと。また、法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を定めた条例に従い、施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成する場合には、衛生規範等のガイドラインや科学的・合理的根拠を十分に踏まえること。さらに自主検査体制、事故発生時の回収等の措置、異物混入等の苦情があった場合の対応等についても整備すること。

(2) 記録の作成・保存

法第 3 条第 2 項及び「食品衛生法第 3 条第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針 (ガイドライン)」(平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号別添。以下「記録の作成・保存に係るガイドライン」という。)を踏まえ、使用した原材料の期限表示に係る記録等、食品の製造・加工・保存等に係る記録を適正に作成し、自治体の食品衛生監視員が立ち入る際には、求めに応じて提示できるよう適切に保存すること。

(3) 期限の表示

ア 既存の消費期限又は賞味期限の見直しの際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成 17 年 2 月 25 日付け食安基発第 0225001 号別添)及び「加工食品の表示に関する共通 Q & A (第 2 集：期限表示について)」を踏まえ、食品等の特性等に応じて、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的・合理的に行うこと。なお、流通の都合等により科学的・合理的根拠なく、消費期限及び賞味期限を超えた期限を表示しないよう留意すること。また、製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと。

イ 食品期限表示の設定のためのガイドラインを踏まえ、消費期限及び賞味期限の設定根拠に関する資料等について、消費者等から求められたときには積極的に情報提供すること。

2. 広域流通食品等事業者に対する監視指導の強化

今般の事例を踏まえ、食品等事業者に対する監視指導においては、原材料の管理状況、当該広域流通食品等事業者が作成した管理運営要領や記録類の内容、指摘事項の改善状況等による重点的な確認が課題と考えている。

については、広域流通食品等事業者に対し、立入検査等の監視指導を行う際には、1.

に掲げる法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を定めた条例の遵守状況、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づく記録の作成・保存状況、消費期限の適正な表示についての実施状況を確認し、再発防止に努めること。具体的には次の (1) ~ (2) について、対応方をお願いします。

(1) 重点監視指導事項

ア 食品製造等における衛生管理の確認

期限切れの原材料の使用等不適切な原材料の使用の有無、原材料の在庫管理等を含めた製造管理全般に関して、広域流通食品等事業者に対して、管理運営要領等について提示を求め、その内容を確認すること。

イ 記録の作成・保存の確認

食品の製造・加工・保存等に係る記録が、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づき、使用する原材料の期限表示に係る記録等、適正に作成・保存されているか、広域流通食品等事業者に対し、提示を求め、その内容を確認すること。

ウ 消費期限の表示の確認

科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無について、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づき作成された製品又は加工品に関する記録等を確認すること。また、製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか確認すること。

(2) その他

法第 24 条に基づき都道府県知事等が定める「都道府県等食品衛生監視指導計画」について、今般の事例を踏まえ、重点的に監視指導を実施すべき項目や食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項等の見直し等について検討すること。

3. その他

法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を定めた条例について特段の整備が必要な自治体にあつては、各管内の営業実態を考慮に入れた上で、管理運営基準に関するガイドラインを考慮し、関係条例の改正について検討されるようお願いします。